

監査基準報告書 560 実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p data-bbox="225 474 676 514">監査基準報告書 560 実務指針第2号</p> <p data-bbox="338 583 1362 625">訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針</p> <p data-bbox="1050 703 1469 1094">2021年8月19日 改正 2022年3月17日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 改正 2024年2月8日 最終改正 2024年●月●日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第9号)</p> <p data-bbox="246 1197 445 1228">《1. 適用範囲》</p> <p data-bbox="240 1243 1469 1409">1. 本実務指針は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）における有価証券報告書、半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の訂正報告書に含まれる訂正後の連結財務諸表又は財務諸表 <u>並びに</u> 中間連結財務諸表又は中間財務諸表（以下「訂正後の財務諸表」という。）に対する監査（中間監査及び <u>期中</u> レビューを含む。以下同様）について取りまとめたものである。</p> <p data-bbox="795 1514 905 1545">(省 略)</p> <p data-bbox="246 1556 465 1587">《II 要求事項》</p> <p data-bbox="246 1602 747 1633">《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》</p> <p data-bbox="240 1648 1469 1770">11. 訂正後の財務諸表は、訂正前の財務諸表に適用される企業会計の基準を適用しなければならない。また、訂正後の財務諸表に対する監査は、訂正前の財務諸表に対する監査に適用される監査の基準（<u>期中</u> レビューの基準等も含む。以下同様）を適用しなければならない。</p> <p data-bbox="795 1829 905 1860">(省 略)</p>	<p data-bbox="1484 474 1935 514">監査基準報告書 560 実務指針第2号</p> <p data-bbox="1596 583 2620 625">訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針</p> <p data-bbox="2309 703 2727 1094">2021年8月19日 改正 2022年3月17日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終</u>改正 2024年2月8日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第9号)</p> <p data-bbox="1504 1197 1703 1228">《1. 適用範囲》</p> <p data-bbox="1498 1243 2730 1453">1. 本実務指針は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）における有価証券報告書、半期報告書 <u>及び四半期報告書</u>（以下「有価証券報告書等」という。）の訂正報告書に含まれる訂正後の連結財務諸表又は財務諸表、<u>中間連結財務諸表又は中間財務諸表、並びに、四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表</u>（以下「訂正後の財務諸表」という。）に対する監査（中間監査及び <u>四半期</u> レビューを含む。以下同様）について取りまとめたものである。</p> <p data-bbox="2050 1514 2160 1545">(省 略)</p> <p data-bbox="1504 1556 1724 1587">《II 要求事項》</p> <p data-bbox="1504 1602 2006 1633">《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》</p> <p data-bbox="1498 1648 2730 1770">11. 訂正後の財務諸表は、訂正前の財務諸表に適用される企業会計の基準を適用しなければならない。また、訂正後の財務諸表に対する監査は、訂正前の財務諸表に対する監査に適用される監査の基準（<u>四半期</u> レビューの基準等も含む。以下同様）を適用しなければならない。</p> <p data-bbox="2050 1829 2160 1860">(省 略)</p>

改正案	現 行
<p>《4. 経営者確認書》</p> <p>13. 監査人は、<u>監査基準報告書</u> 580 で要求されている確認事項に加えて、訂正の原因となった不正又は誤謬に関する追加的な確認事項について、訂正後の財務諸表に対する監査に係る経営者確認書を入手しなければならない（A100 項から A108 項参照）。</p>	<p>《4. 経営者確認書》</p> <p>13. 監査人は、監基報 580 で要求されている確認事項に加えて、訂正の原因となった不正又は誤謬に関する追加的な確認事項について、訂正後の財務諸表に対する監査に係る経営者確認書を入手しなければならない（A100 項から A108 項参照）。</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《5. 監査意見と監査報告書》</p> <p>15. 訂正後の財務諸表に対する監査報告書においては、<u>監査基準報告書</u> 560 第 15 項に従い、強調事項区分又はその他の事項区分に、以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記又は訂正報告書の提出理由を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載しなければならない（A109 項から A118 項参照）。</p>	<p>《5. 監査意見と監査報告書》</p> <p>15. 訂正後の財務諸表に対する監査報告書においては、監基報 560 第 15 項に従い、強調事項区分又はその他の事項区分に、以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記又は訂正報告書の提出理由を参照し、監査人が以前に提出した監査報告書について記載しなければならない（A109 項から A118 項参照）。</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p>《1. 監査契約の締結》（第 9 項参照）</p>	<p>《1. 監査契約の締結》（第 9 項参照）</p>
<p>《(3) 訂正後の財務諸表に対する監査契約を締結し、当年度の監査契約も継続する場合》</p>	<p>《(3) 訂正後の財務諸表に対する監査契約を締結し、当年度の監査契約も継続する場合》</p>
<p>《① 訂正後の財務諸表に対する監査業務の契約書》</p>	<p>《① 訂正後の財務諸表に対する監査業務の契約書》</p>
<p>A8. 訂正後の財務諸表に対する監査契約を締結する場合、訂正対象年度ごとに監査契約書を作成しても、全ての訂正対象年度を一つの監査契約書として作成しても、いずれでも差し支えない。</p> <p>なお、当年度に係る半期報告書を訂正する場合には、当年度の監査契約書に係る覚書を締結することもできる。</p>	<p>A8. 訂正後の財務諸表に対する監査契約を締結する場合、訂正対象年度ごとに監査契約書を作成しても、全ての訂正対象年度を一つの監査契約書として作成しても、いずれでも差し支えない。</p> <p>なお、当年度に係る<u>四半期報告書（半期報告書を含む。）</u>を訂正する場合には、当年度の監査契約書に係る覚書を締結することもできる。</p>
<p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》（第 10 項及び第 11 項参照）</p>	<p>《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》（第 10 項及び第 11 項参照）</p>
<p>《(1) 監査計画の策定と監査手続の実施に関する全般的な留意事項》</p>	<p>《(1) 監査計画の策定と監査手続の実施に関する全般的な留意事項》</p>
<p>《① 監査計画の策定と監査手続の実施の並行した実施》</p>	<p>《① 監査計画の策定と監査手続の実施の並行した実施》</p>
<p>A26. 訂正後の財務諸表に対する監査は、当年度の<u>期中</u>レビューや年度監査と同時並行して実施されることが多い。したがって、訂正後の財務諸表に対する監査計画を策定するだけでなく、当年度の<u>期中</u>レビュー計画や年度監査計画についても訂正後の財務諸表に対する監査計画を踏まえて策定することに留意する。</p>	<p>A26. 訂正後の財務諸表に対する監査は、当年度の<u>四半期</u>レビューや年度監査と同時並行して実施されることが多い。したがって、訂正後の財務諸表に対する監査計画を策定するだけでなく、当年度の<u>四半期</u>レビュー計画や年度監査計画についても訂正後の財務諸表に対する監査計画を踏まえて策定することに留意する。</p>
<p>A27. <u>期中</u>レビュー計画においては、<u>中間</u>財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を立案する。通常、訂正後の<u>中間</u>財務諸表に対する<u>期中</u>レビューは、訂正後の財務諸表に対する年度監査と同時並行して実施されるため、訂正の原因となった事象が直接的に影響を与える事項に係る重要な虚偽表示リスクに対する手続については、訂正後の財務諸表に対する年度監査計画における監査手続を踏まえて立案することに留意</p>	<p>A27. <u>四半期</u>レビュー計画においては、<u>四半期</u>財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を立案する。通常、訂正後の<u>四半期</u>財務諸表に対する<u>四半期</u>レビューは、訂正後の財務諸表に対する年度監査と同時並行して実施されるため、訂正の原因となった事象が直接的に影響を与える事項に係る重要な虚偽表示リスクに対する手続については、訂正後の財務諸表に対する年度監査計画における監査手続を踏まえて立案すること</p>

改正案	現 行
<p>する。</p> <p>《② 会社の訂正報告書提出までのスケジュール確認》</p> <p>A28. 訂正後の財務諸表に対する監査は、監査業務の着手から監査終了予定日までの時間が限られることが多いため、会社の訂正報告書提出までのスケジュールを会社（第三者委員会を含む。）と協議することが重要である。協議する事項としては、例えば、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される訂正の範囲及び金額的重要性 ・ 調査委員会を設定する場合の調査報告書の提出時期 ・ 適時の調査委員会とのコミュニケーション ・ 会社の訂正後の財務諸表及び当年度の財務諸表の作成のスケジュール（複数期間にわたる訂正報告書が作成される場合もある。） ・ 当年度の期中レビュー又は年度監査のスケジュール <p>特に、会社が調査委員会を設置する場合には、それが会社の訂正後の財務諸表の作成のスケジュールに大きく影響を与えるため、調査委員会の構成、調査内容、調査委員会の調査スケジュール及び報告スケジュールを協議することが重要である。</p> <p>《③ 訂正後の財務諸表に対する監査のスケジュールの策定》</p> <p>A29. 監査人は、訂正後の財務諸表に対する監査のスケジュール策定に当たっては、会社の訂正後の財務諸表の提出スケジュールを勘案の上、決定することになる。当年度の有価証券報告書等の提出期限及び証券取引所の上場廃止基準についても考慮するが、十分な監査時間を確保することに留意する。</p> <p>会社は、上場廃止基準に抵触しないように当年度の有価証券報告書等の提出スケジュールを組むことが想定される。したがって、当年度の財務諸表を考慮した場合には、このような会社のスケジュールに沿った訂正後の財務諸表に対する監査及び当年度の期中レビュー又は年度監査のスケジュールを策定することになり、訂正後の財務諸表に対する監査と当年度の期中レビュー又は年度監査を同時に行うとともに、訂正後の財務諸表が含まれる訂正報告書については、当年度の有価証券報告書等の提出前又は同時に提出することが想定される。</p> <p>A30. 十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合（期中レビュー手続が不十分な場合）において、訂正後の財務諸表に対する監査意見（中間監査意見及び期中レビューの結論を含む。以下同様）を表明するに当たり、無限定適正意見（無限定の結論）を表明することがないように留意する。</p> <p>この場合には、十分かつ適切な監査証拠を入手した上で無限定適正意見（無限定の結論）を表明するか、監査基準報告書 705 に従って除外事項付意見を適切かつ明瞭に表明することになる。</p> <p>《④ 監査チームの編成及び専門家の利用の検討》</p> <p>《ア. 監査チームの編成》</p>	<p>に留意する。</p> <p>《② 会社の訂正報告書提出までのスケジュール確認》</p> <p>A28. 訂正後の財務諸表に対する監査は、監査業務の着手から監査終了予定日までの時間が限られることが多いため、会社の訂正報告書提出までのスケジュールを会社（第三者委員会を含む。）と協議することが重要である。協議する事項としては、例えば、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される訂正の範囲及び金額的重要性 ・ 調査委員会を設定する場合の調査報告書の提出時期 ・ 適時の調査委員会とのコミュニケーション ・ 会社の訂正後の財務諸表及び当年度の財務諸表の作成のスケジュール（複数期間にわたる訂正報告書が作成される場合もある。） ・ 当年度の四半期レビュー又は年度監査のスケジュール <p>特に、会社が調査委員会を設置する場合には、それが会社の訂正後の財務諸表の作成のスケジュールに大きく影響を与えるため、調査委員会の構成、調査内容、調査委員会の調査スケジュール及び報告スケジュールを協議することが重要である。</p> <p>《③ 訂正後の財務諸表に対する監査のスケジュールの策定》</p> <p>A29. 監査人は、訂正後の財務諸表に対する監査のスケジュール策定に当たっては、会社の訂正後の財務諸表の提出スケジュールを勘案の上、決定することになる。当年度の有価証券報告書等の提出期限及び証券取引所の上場廃止基準についても考慮するが、十分な監査時間を確保することに留意する。</p> <p>会社は、上場廃止基準に抵触しないように当年度の有価証券報告書等の提出スケジュールを組むことが想定される。したがって、当年度の財務諸表を考慮した場合には、このような会社のスケジュールに沿った訂正後の財務諸表に対する監査及び当年度の四半期レビュー又は年度監査のスケジュールを策定することになり、訂正後の財務諸表に対する監査と当年度の四半期レビュー又は年度監査を同時に行うとともに、訂正後の財務諸表が含まれる訂正報告書については、当年度の有価証券報告書等の提出前又は同時に提出することが想定される。</p> <p>A30. 十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合（四半期レビュー手続が不十分な場合）において、訂正後の財務諸表に対する監査意見（中間監査意見及び四半期レビューの結論を含む。以下同様）を表明するに当たり、無限定適正意見（無限定の結論）を表明することがないように留意する。</p> <p>この場合には、十分かつ適切な監査証拠を入手した上で無限定適正意見（無限定の結論）を表明するか、監査基準報告書 705 に従って除外事項付意見を適切かつ明瞭に表明することになる。</p> <p>《④ 監査チームの編成及び専門家の利用の検討》</p> <p>《ア. 監査チームの編成》</p>

改正案	現 行
<p>A31. 監査チームメンバーの選定に当たっては、訂正の原因となった事象及びそれが与える影響並びに特殊な状況を考慮の上、必要な専門知識を持ったチームメンバーを選定し、全体として訂正後の財務諸表に対する監査を実施するための適性及び適切な能力を有しているかを判断することが求められる（監基報 220 第 26 項参照）。訂正後の財務諸表に対する監査は当年度の期中レビューや年度監査と同時並行して実施されることが多いため、監査事務所は、監査責任者を含め監査チームメンバーの選定に当たり、効果的かつ効率的に訂正後の財務諸表に対する監査が実施できるように考慮する。また、訂正後の財務諸表に対する監査における作業量が多い場合には、同時並行的に同一の監査チームで対応を行うことが困難であると判断される場合もあり、複数の監査責任者の下、より規模の大きな監査チームを編成することが適切な場合がある。</p>	<p>A31. 監査チームメンバーの選定に当たっては、訂正の原因となった事象及びそれが与える影響並びに特殊な状況を考慮の上、必要な専門知識を持ったチームメンバーを選定し、全体として訂正後の財務諸表に対する監査を実施するための適性及び適切な能力を有しているかを判断することが求められる（監基報 220 第 26 項参照）。訂正後の財務諸表に対する監査は当年度の四半期レビューや年度監査と同時並行して実施されることが多いため、監査事務所は、監査責任者を含め監査チームメンバーの選定に当たり、効果的かつ効率的に訂正後の財務諸表に対する監査が実施できるように考慮する。また、訂正後の財務諸表に対する監査における作業量が多い場合には、同時並行的に同一の監査チームで対応を行うことが困難であると判断される場合もあり、複数の監査責任者の下、より規模の大きな監査チームを編成することが適切な場合がある。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《(6) 後発事象》</p> <p>《② 訂正後の財務諸表における後発事象》</p>	<p>《(6) 後発事象》</p> <p>《② 訂正後の財務諸表における後発事象》</p>
<p>A68. 後発事象とは「期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象」（監基報 560 第 4 項(3) 参照）をいうが、訂正後の財務諸表は、当初提出した有価証券報告書等に記載した訂正前の財務諸表を訂正したものであることから（金商法第 24 条の 2 第 1 項で準用する同法第 7 条（半期報告書の訂正についても同条準用）参照）、訂正後の財務諸表に反映させる後発事象は、訂正前の財務諸表に対する監査報告書日までに発生していた事象である。</p>	<p>A68. 後発事象とは「期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象」（監基報 560 第 4 項(3) 参照）をいうが、訂正後の財務諸表は、当初提出した有価証券報告書等に記載した訂正前の財務諸表を訂正したものであることから（金商法第 24 条の 2 第 1 項で準用する同法第 7 条（<u>四半期報告書及び</u>半期報告書の訂正についても同条準用）参照）、訂正後の財務諸表に反映させる後発事象は、訂正前の財務諸表に対する監査報告書日までに発生していた事象である。</p>
<p>A69. 同様に、各年度の訂正報告書に反映させる後発事象は、訂正前の財務諸表に対する各年度の監査報告書日までに発生していた事象である。</p> <p>訂正前の財務諸表に対する監査報告書日後に発生した事象については、その訂正対象年度の翌年度（翌<u>中間会計期間</u>）以降の有価証券報告書等の開示書類において反映されると考えられる。</p>	<p>A69. 同様に、各年度の訂正報告書に反映させる後発事象は、訂正前の財務諸表に対する各年度の監査報告書日までに発生していた事象である。</p> <p>訂正前の財務諸表に対する監査報告書日後に発生した事象については、その訂正対象年度の翌年度（翌<u>四半期</u>）以降の有価証券報告書等の開示書類において反映されると考えられる。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《(7) グループ監査》</p> <p>A80. 訂正後のグループ財務諸表の監査に関して、構成単位において実施する作業の種類及び範囲の決定においては、構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続（監基報 600 の A133 項参照）を立案し実施することが適切なアプローチであると判断することがある。このほか、構成単位の規模、会社が実施した調査内容を検討の上、訂正事項に類似する取引が行われている範囲に監査手続を限定するかどうかの検討を行い、一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続（監基報 600 の A134 項参照）<u>を</u>特定のリスク対応手続（監基報 600 の A135 項参照）を立案し実施することが適切なアプローチであると判断することもある。</p>	<p>《(7) グループ監査》</p> <p>A80. 訂正後のグループ財務諸表の監査に関して、構成単位において実施する作業の種類及び範囲の決定においては、構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続（監基報 600 の A133 項参照）を立案し実施することが適切なアプローチであると判断することがある。このほか、構成単位の規模、会社が実施した調査内容を検討の上、訂正事項に類似する取引が行われている範囲に監査手続を限定するかどうかの検討を行い、一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続（監基報 600 の A134 項参照）<u>又は</u>特定のリスク対応手続（監基報 600 の A135 項参照）を立案し実施することが適切なアプローチであると判断することもある。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針は、2022年1月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。ただし、2021年12月31日以前に監査契約が締結された訂正後の財務諸表に対する監査においては、本実務指針を適用しないことができる。 • 2022年3月17日改正後の本実務指針は、2022年4月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。 • 本実務指針（2022年10月13日及び2023年1月12日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。 • 本実務指針（2024年2月8日）は、2024年4月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。 • <u>本実務指針（2024年●月●日）は、2024年4月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。</u> <p>上記にかかわらず、本実務指針の適用に当たっては、訂正前の財務諸表に対する監査に適用される監査の基準を適用しなければならない（第11項参照）。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針は、2022年1月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。ただし、2021年12月31日以前に監査契約が締結された訂正後の財務諸表に対する監査においては、本実務指針を適用しないことができる。 • 2022年3月17日改正後の本実務指針は、2022年4月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。 • 本実務指針（2022年10月13日及び2023年1月12日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。 • 本実務指針（2024年2月8日）は、2024年4月1日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。 <p>上記にかかわらず、本実務指針の適用に当たっては、訂正前の財務諸表に対する監査に適用される監査の基準を適用しなければならない（第11項参照）。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A36項及び付録5） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） • 本実務指針（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） • 本実務指針（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」（2023年7月28日改正） （修正箇所：付録7） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：上記以外の箇所） • <u>本実務指針（2024年●月●日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024年3月27日公表）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A36項及び付録5） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） • 本実務指針（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） • 本実務指針（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」（2023年7月28日改正） （修正箇所：付録7） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：上記以外の箇所）

改正案	現行
<p>《付録1 過年度の虚偽表示のおそれが発覚した場合の監査スケジュール》(A28 項から A30 項参照)</p> <p>2. 過年度の虚偽表示のおそれが発覚した場合のスケジュールの変更 (省 略)</p> <p>(1) 実務上の監査期間確保に対する留意点について</p> <p>③ 金商法のスケジュールによる要請 上場会社は、監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を法定提出期限の経過後 1 か月以内に提出しない場合（有価証券報告書等の提出期限延長の承認を得た場合には、当該承認を得た期間の経過後 8 日目（休業日を除外する。）までに提出しない場合）、証券取引所の定める上場廃止事由（有価証券上場規程（東京証券取引所）第 601 条第 1 項第 7 号参照）に該当する。また、発覚した不正又は誤謬への対応と並行して直近年度（半期も含む。）の金商法監査及び期中レビューを実施しなければならないことにも留意が必要であり、特に、期末日近くで不正のおそれ等が発覚し影響額の把握が短期間にできない場合は、限られた時間内で訂正対象期間と事業年度末の金商法監査を同時並行で実施することになるため、スケジュールを慎重に検討する。</p> <p>④ 有価証券報告書等の法定提出期限の延長 過年度の虚偽表示のおそれの発覚のタイミングによっては、その後の作業時間との関係で、法定提出期限までに有価証券報告書等の提出が困難となるケースがあり、監査人も監査報告書の提出が困難となる。この場合、有価証券報告書等の提出期限の延長を検討する必要がある。有価証券報告書等の法定提出期限は、有価証券報告書の場合は事業年度終了後 3 か月以内（金商法第 24 条第 1 項参照）、半期報告書（<u>第一種中間財務諸表</u>）の場合は中間会計期間終了後 45 日以内（金商法第 24 条の 5 第 1 項第 1 号参照）とされている。しかしながら、「やむを得ない理由」により法定提出期限内に有価証券報告書等が提出できないと認められる場合には、財務局長の承認を受けることにより、承認を受けた期間まで、有価証券報告書等の提出期限が延長される（金商法第 24 条第 1 項、第 24 条の 5 第 1 項参照）。 提出期限の延長の承認を受ける場合は、会社は承認申請書を財務局長に提出し法定提出期限前に承認を受ける必要があり、監査人も提出期限の延長に係る見解を出す必要があるため、スケジュールを検討する際に考慮する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《付録2 不正のおそれ等が発覚した場合の証券取引所への対応》(A10 項及び A11 項参照)</p> <p>4. 上場廃止基準と監理銘柄への指定 上場有価証券が上場廃止となるおそれがある場合、その事実を投資者に周知させるため、証券取引所は当該上場有価証券を「監理銘柄」に指定することができる（有価証券上場規程（東京証券取</p>	<p>《付録1 過年度の虚偽表示のおそれが発覚した場合の監査スケジュール》(A28 項から A30 項参照)</p> <p>2. 過年度の虚偽表示のおそれが発覚した場合のスケジュールの変更 (省 略)</p> <p>(1) 実務上の監査期間確保に対する留意点について</p> <p>③ 金商法のスケジュールによる要請 上場会社は、監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を法定提出期限の経過後 1 か月以内に提出しない場合（有価証券報告書等の提出期限延長の承認を得た場合には、当該承認を得た期間の経過後 8 日目（休業日を除外する。）までに提出しない場合）、証券取引所の定める上場廃止事由（有価証券上場規程（東京証券取引所）第 601 条第 1 項第 7 号参照）に該当する。また、発覚した不正又は誤謬への対応と並行して直近年度（<u>四半期</u>も含む。）の金商法監査及び四半期レビューを実施しなければならないことにも留意が必要であり、特に、期末日近くで不正のおそれ等が発覚し影響額の把握が短期間にできない場合は、限られた時間内で訂正対象期間と事業年度末の金商法監査を同時並行で実施することになるため、スケジュールを慎重に検討する。</p> <p>④ 有価証券報告書等の法定提出期限の延長 過年度の虚偽表示のおそれの発覚のタイミングによっては、その後の作業時間との関係で、法定提出期限までに有価証券報告書等の提出が困難となるケースがあり、監査人も監査報告書の提出が困難となる。この場合、有価証券報告書等の提出期限の延長を検討する必要がある。有価証券報告書等の法定提出期限は、有価証券報告書の場合は事業年度終了後 3 か月以内（金商法第 24 条第 1 項参照）、<u>四半期</u>報告書の場合は四半期会計期間終了後 45 日以内（金商法第 24 条の 4 の 7 の第 1 項参照）とされている。しかしながら、「やむを得ない理由」により法定提出期限内に有価証券報告書等が提出できないと認められる場合には、財務局長の承認を受けることにより、承認を受けた期間まで、有価証券報告書等の提出期限が延長される（金商法第 24 条第 1 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項参照）。 提出期限の延長の承認を受ける場合は、会社は承認申請書を財務局長に提出し法定提出期限前に承認を受ける必要があり、監査人も提出期限の延長に係る見解を出す必要があるため、スケジュールを検討する際に考慮する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《付録2 不正のおそれ等が発覚した場合の証券取引所への対応》(A10 項及び A11 項参照)</p> <p>4. 上場廃止基準と監理銘柄への指定 上場有価証券が上場廃止となるおそれがある場合、その事実を投資者に周知させるため、証券取引所は当該上場有価証券を「監理銘柄」に指定することができる（有価証券上場規程（東京証券取</p>

改正案	現 行
<p>引所) 第 608 条参照)。</p> <p>監理銘柄には、上場廃止基準に抵触するかどうかの確認を行う「監理銘柄 (確認中)」と、上場廃止となるかどうかの審査を行う「監理銘柄 (審査中)」があり、確認又は審査後に上場廃止が決定された場合、整理銘柄に指定され、多くの場合、その 1 か月後に上場廃止となる。</p> <p>有価証券上場規程 (東京証券取引所) 第 601 条に規定されている、東京証券取引所の上場廃止基準は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上場維持基準 (第 501 条第 1 項各号に定める基準) への不適合 (2) 銀行取引の停止 (3) 破産手続、再生手続又は更生手続 (4) 事業活動の停止 (5) 不適當な合併等 (6) 支配株主との取引の健全性の毀損 (7) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延 (8) 虚偽記載又は不適正意見等 (9) 特設注意市場銘柄等 (10) 上場契約違反等 (11) 株式事務代行機関への委託 (12) 株式の譲渡制限 (13) 完全子会社化 (14) 指定振替機関における取扱い (15) 株主の権利の不当な制限 (16) 全部取得 (17) 株式等売渡請求による取得 (18) 株式併合 (19) 反社会的勢力の関与 (20) その他 <p>このうち、過年度の不正又は誤謬による虚偽表示により上場廃止基準に抵触する場合は、「(7) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延」、「(8) 虚偽記載又は不適正意見等」及び「(9) 特設注意市場銘柄等」である。また、新規上場前から虚偽表示が行われていた場合には、「(12) 上場契約違反等」の新規上場の申請に際して提出した宣誓書への違反になることもある。</p> <p>(1) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>引所) 第 608 条参照)。</p> <p>監理銘柄には、上場廃止基準に抵触するかどうかの確認を行う「監理銘柄 (確認中)」と、上場廃止となるかどうかの審査を行う「監理銘柄 (審査中)」があり、確認又は審査後に上場廃止が決定された場合、整理銘柄に指定され、多くの場合、その 1 か月後に上場廃止となる。</p> <p>有価証券上場規程 (東京証券取引所) 第 601 条に規定されている、東京証券取引所の上場廃止基準は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上場維持基準 (第 501 条第 1 項各号に定める基準) への不適合 (2) 銀行取引の停止 (3) 破産手続、再生手続又は更生手続 (4) 事業活動の停止 (5) 不適當な合併等 (6) 支配株主との取引の健全性の毀損 (7) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延 (8) 虚偽記載又は不適正意見等 (9) 特設注意市場銘柄等 (10) 上場契約違反等 (11) 株式事務代行機関への委託 (12) 株式の譲渡制限 (13) 完全子会社化 (14) 指定振替機関における取扱い (15) 株主の権利の不当な制限 (16) 全部取得 (17) 株式等売渡請求による取得 (18) 株式併合 (19) 反社会的勢力の関与 (20) その他 <p>このうち、過年度の不正又は誤謬による虚偽表示により上場廃止基準に抵触する場合は、「(7) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」、「(8) 虚偽記載又は不適正意見等」及び「(9) 特設注意市場銘柄等」である。また、新規上場前から虚偽表示が行われていた場合には、「(12) 上場契約違反等」の新規上場の申請に際して提出した宣誓書への違反になることもある。</p> <p>(1) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

改正案	現行
<p>《付録3 過年度の虚偽表示のおそれが発覚した場合の財務局への対応》 (省 略)</p> <p>3. 提出期限の延長</p> <p>上場会社は、当該事業年度経過後3か月以内に有価証券報告書等を、また、中間会計期間終了後45日以内に半期報告書(<u>第一種中間財務諸表</u>)を、それぞれ提出しなければならないとされている一方、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内での提出も認められている(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第24条第1項及び金商法第24条の5第1項参照)。</p> <p>「やむを得ない理由」については、金融庁企画市場局「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下「開示ガイドライン」という。)24-13に掲げられており、過年度又は当年度における重要な虚偽表示に関連する理由は、以下の二つが記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に提出した有価証券報告書等のうちに重要な事項について虚偽の記載が発見され、当事業年度若しくは当連結会計年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の財務諸表若しくは連結財務諸表の訂正が提出期限までに完了せず、又は監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合(開示ガイドライン24-13(1)③参照) ・ 監査法人等による監査により当該発行者の財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別されるなど、当該監査法人等による追加的な監査手続が必要なため、提出期限までに監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合(開示ガイドライン24-13(1)④参照) <p>開示ガイドライン24-13(1)③は、前期以前に提出した有価証券報告書等に虚偽記載が発見され、過年度の連結財務諸表等の訂正が必要な場合であるのに対し、開示ガイドライン24-13(1)④は、当年度の連結財務諸表等に重要な虚偽表示が生じる可能性が識別され、監査人がその内容を確認する必要がある場合とされており、当年度の期首残高等を訂正し確定する作業の有無に違いがある。また、開示ガイドライン24-13(1)④には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別され、「監査における不正リスク対応基準」に従って追加的な監査手続を実施するために提出期限を延長する場合、既に提出した当年度の半期報告書に虚偽の記載が発見され、その訂正に時間を要するために延長申請を行う場合も含まれる。</p> <p>なお、これらの開示ガイドラインは、「発行者がその旨を公表している」ことが延長を承認する前提条件となっている。これは、有価証券報告書等の提出期限の延長を承認すると、発行者の決算情報の開示が遅れて会社の重要事実が長期にわたり公表されず、投資家が不利益を被るおそれがあることから、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較衡量して有価証券報告書等の提出期限の延長の可否を判断するためである。すなわち、財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による</p>	<p>《付録3 過年度の虚偽表示のおそれが発覚した場合の財務局への対応》 (省 略)</p> <p>3. 提出期限の延長</p> <p>上場会社は、当該事業年度経過後3か月以内に有価証券報告書等を、また、四半期会計期間終了後45日以内に四半期報告書を、それぞれ提出しなければならないとされている一方、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内での提出も認められている(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第24条第1項及び金商法第24条の4の7の第1項参照)。</p> <p>「やむを得ない理由」については、金融庁企画市場局「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下「開示ガイドライン」という。)24-13に掲げられており、過年度又は当年度における重要な虚偽表示に関連する理由は、以下の二つが記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に提出した有価証券報告書等のうちに重要な事項について虚偽の記載が発見され、当事業年度若しくは当連結会計年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の財務諸表若しくは連結財務諸表の訂正が提出期限までに完了せず、又は監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合(開示ガイドライン24-13(1)③参照) ・ 監査法人等による監査により当該発行者の財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別されるなど、当該監査法人等による追加的な監査手続が必要なため、提出期限までに監査報告書を受領できない場合であって、発行者がその旨を公表している場合(開示ガイドライン24-13(1)④参照) <p>開示ガイドライン24-13(1)③は、前期以前に提出した有価証券報告書等に虚偽記載が発見され、過年度の連結財務諸表等の訂正が必要な場合であるのに対し、開示ガイドライン24-13(1)④は、当年度の連結財務諸表等に重要な虚偽表示が生じる可能性が識別され、監査人がその内容を確認する必要がある場合とされており、当年度の期首残高等を訂正し確定する作業の有無に違いがある。また、開示ガイドライン24-13(1)④には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別され、「監査における不正リスク対応基準」に従って追加的な監査手続を実施するために提出期限を延長する場合、既に提出した当年度の四半期報告書又は半期報告書に虚偽の記載が発見され、その訂正に時間を要するために延長申請を行う場合も含まれる。</p> <p>なお、これらの開示ガイドラインは、「発行者がその旨を公表している」ことが延長を承認する前提条件となっている。これは、有価証券報告書等の提出期限の延長を承認すると、発行者の決算情報の開示が遅れて会社の重要事実が長期にわたり公表されず、投資家が不利益を被るおそれがあることから、企業情報が開示されないことによる不利益と、正確な企業情報が開示される利益とを比較衡量して有価証券報告書等の提出期限の延長の可否を判断するためである。すなわち、財務諸表又は連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬又は不正についての確認を行っているか、過去に提出した有価証券報告書等の重要な事項についての虚偽の記載を自認し、その解決及び是正に向けた真摯な取組みを投資者に対して早期に表明しているかなど、当該発行者による</p>

改正案	現 行
<p>5. 承認を受けた場合及び承認を必要とする理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法 適時開示情報閲覧サービス (TDnet) 経由で行うとともに、当社ホームページへの掲載を行います。</p> <p>6. 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 報道、適時開示等 ・ 監査人による有価証券報告書の提出期限延長申請に係る見解 ・ 延長承認申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策 ・ スケジュール表 ・ <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>5. 承認を受けた場合及び承認を必要とする理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法 適時開示情報閲覧サービス (TDnet) 経由で行うとともに、当社ホームページへの掲載を行います。</p> <p>6. 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 報道、適時開示等 ・ 監査人による有価証券報告書の提出期限延長申請に係る見解 ・ 延長承認申請を行うことについての認識及び有価証券報告書を早期に提出するために実施する方策 ・ スケジュール表 ・ <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>(注1) 判明している不正等の事実、過年度への影響の有無、調査の方法や状況等を記載する。</p> <p>(注2) 半期報告書の場合は「金融商品取引法第24条の5第1項」とする。</p> <p>(注3) 半期報告書の場合は「内閣府令第18条の2第1項」とする。</p> <p>(注4) 提出期限の延長が必要な理由とともに、延長する期間についても積算根拠を記載する。</p> <p>(注5) 「有価証券報告書」とある記載は、半期報告書の提出期限の延長申請を行う場合は「半期報告書」とする。</p> <p>有価証券報告書等の提出が遅延することは、投資家が不利益を被るおそれがあることから、延長期間は最小限度としなければならない。そのため、「4. 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由」では、提出期限の延長が必要な理由とともに、その期間についても説明が求められる。</p> <p>① 提出期限の延長が必要な理由</p> <p>提出期限の延長が必要な理由としては、不正又は誤謬による虚偽表示の発覚の経緯や内容、発覚から現在までの経緯を記載した上で、有価証券報告書等が法定提出期限内に提出できない旨等を記載する。</p> <p>② 延長する期間</p> <p>延長する期間については積算根拠を示して説明する。例えば、調査委員会等による調査の内容や手続とその調査に必要な期間等のスケジュール、会社の決算作業のスケジュール、</p>	<p>(注1) 判明している不正等の事実、過年度への影響の有無、調査の方法や状況等を記載する。</p> <p>(注2) 四半期報告書の場合は「金融商品取引法第24条の4の7第1項」、半期報告書の場合は「金融商品取引法第24条の5第1項」とする。</p> <p>(注3) 四半期報告書及び半期報告書の場合は「内閣府令第17条の15の2第1項」とする。</p> <p>(注4) 提出期限の延長が必要な理由とともに、延長する期間についても積算根拠を記載する。</p> <p>(注5) 「有価証券報告書」とある記載は、四半期報告書の提出期限の延長申請を行う場合は「四半期報告書」とし、半期報告書の提出期限の延長申請を行う場合は「半期報告書」とする。</p> <p>有価証券報告書等の提出が遅延することは、投資家が不利益を被るおそれがあることから、延長期間は最小限度としなければならない。そのため、「4. 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由」では、提出期限の延長が必要な理由とともに、その期間についても説明が求められる。</p> <p>① 提出期限の延長が必要な理由</p> <p>提出期限の延長が必要な理由としては、不正又は誤謬による虚偽表示の発覚の経緯や内容、発覚から現在までの経緯を記載した上で、有価証券報告書等が法定提出期限内に提出できない旨等を記載する。</p> <p>② 延長する期間</p> <p>延長する期間については積算根拠を示して説明する。例えば、調査委員会等による調査の内容や手続とその調査に必要な期間等のスケジュール、会社の決算作業のスケジュール、</p>

改正案	現行
<p>監査人による監査のスケジュール等を記載することがある。必要に応じスケジュール表を作成して添付することもある。</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 監査人による「有価証券報告書の提出期限延長申請に係る見解」</p> <p>開示ガイドライン 24-13(2)に基づく文書であり、提出期限の延長承認の申請理由に対する監査人の見解を記載する。延長申請は、金商法上、有価証券報告書等の提出義務者である会社が行うものであるため、宛先は会社の代表取締役となる。記載例を以下に示す。</p>	<p>監査人による監査のスケジュール等を記載することがある。必要に応じスケジュール表を作成して添付することもある。</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 監査人による「有価証券報告書の提出期限延長申請に係る見解」</p> <p>開示ガイドライン 24-13(2)に基づく文書であり、提出期限の延長承認の申請理由に対する監査人の見解を記載する。延長申請は、金商法上、有価証券報告書等の提出義務者である会社が行うものであるため、宛先は会社の代表取締役となる。記載例を以下に示す。</p>
<p style="text-align: center;">有価証券報告書の提出期限延長申請に係る見解</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p> <p>指 定 社 員 〇 〇 〇 〇 印 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 〇 〇 〇 〇 印 業 務 執 行 社 員</p> <p>貴社では、×年×月に・・・・・・(注1) について、事実関係の調査及び類似する行為の存否、連結財務諸表等への影響額の把握、原因の究明、再発防止策の立案等を行うため、〇〇調査委員会を設置し事実関係の調査を行っている状況と伺っております。本日現在、〇〇調査委員会の調査報告書は貴社に提出されていないことから、×年×月期の連結財務諸表等及び過年度の連結財務諸表等への影響も確定しておらず、当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく監査報告書を提出することができません。</p> <p>〇〇調査委員会に先立って行われた社内調査によれば、・・・・・・(注2) 疑義が判明したことから、より独立性及び公平性が高い体制で調査を行う必要があると判断し、第三者委員会を設置しました。第三者委員会からは、・・・・(注3) 終了までに相当の時間を要すると見込まれています。</p> <p>そのため、当監査法人といたしましては、・・・・・・(注4)、有価証券報告書の提出期限の延長はやむを得ないものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">有価証券報告書の提出期限延長申請に係る見解</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p> <p>指 定 社 員 〇 〇 〇 〇 印 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 〇 〇 〇 〇 印 業 務 執 行 社 員</p> <p>貴社では、×年×月に・・・・・・(注1) について、事実関係の調査及び類似する行為の存否、連結財務諸表等への影響額の把握、原因の究明、再発防止策の立案等を行うため、〇〇調査委員会を設置し事実関係の調査を行っている状況と伺っております。本日現在、〇〇調査委員会の調査報告書は貴社に提出されていないことから、×年×月期の連結財務諸表等及び過年度の連結財務諸表等への影響も確定しておらず、当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく監査報告書を提出することができません。</p> <p>〇〇調査委員会に先立って行われた社内調査によれば、・・・・・・(注2) 疑義が判明したことから、より独立性及び公平性が高い体制で調査を行う必要があると判断し、第三者委員会を設置しました。第三者委員会からは、・・・・(注3) 終了までに相当の時間を要すると見込まれています。</p> <p>そのため、当監査法人といたしましては、・・・・・・(注4)、有価証券報告書の提出期限の延長はやむを得ないものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改正案	現 行
以 上	以 上
(省 略)	(省 略)
<p>(注6) 訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の確定した金額は、訂正対象期間の各連結会計年度にそれぞれ按分計算し、それぞれの連結会計年度の報酬の額として開示する。</p> <p>上記文例以外の開示として、例えば、監査報告書日において監査報酬の金額が未確定の場合又は未確定の部分がある場合には、以下のように記載することが考えられる。</p> <p>「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の訂正前の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円であり、当連結会計年度の有価証券報告書及び半期報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は確定していないため、×年×月×日から×年×月×日まで(訂正後の財務諸表に対する監査を実施した連結会計年度)の連結会計年度の連結財務諸表に対する監査報告書に記載する。」</p> <p>この場合、訂正後の財務諸表に対する監査を実施した連結会計年度において、以下のように記載する。</p> <p>「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。この監査証明業務に基づく報酬の額には XX 年 XX 月 XX 日(訂正報告書の提出日)に提出された有価証券報告書及び半期報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額が含まれており、その金額は XX 百万円である。」</p>	<p>(注6) 訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の確定した金額は、訂正対象期間の各連結会計年度にそれぞれ按分計算し、それぞれの連結会計年度の報酬の額として開示する。</p> <p>上記文例以外の開示として、例えば、監査報告書日において監査報酬の金額が未確定の場合又は未確定の部分がある場合には、以下のように記載することが考えられる。</p> <p>「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の訂正前の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円であり、当連結会計年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は確定していないため、×年×月×日から×年×月×日まで(訂正後の財務諸表に対する監査を実施した連結会計年度)の連結会計年度の連結財務諸表に対する監査報告書に記載する。」</p> <p>この場合、訂正後の財務諸表に対する監査を実施した連結会計年度において、以下のように記載する。</p> <p>「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。この監査証明業務に基づく報酬の額には XX 年 XX 月 XX 日(訂正報告書の提出日)に提出された有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額が含まれており、その金額は XX 百万円である。」</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《付録 10 法令違反事実発見時における監査人の当局への申出制度》(A129 項参照)</p>	<p>《付録 10 法令違反事実発見時における監査人の当局への申出制度》(A129 項参照)</p>
<p>2. 金商法第 193 条の 3 第 1 項の規定に基づき特定発行者に対して通知する書面の記載事項と通知の時期</p>	<p>2. 金商法第 193 条の 3 第 1 項の規定に基づき特定発行者に対して通知する書面の記載事項と通知の時期</p>
<p>【取締役会(執行役、取締役)】</p>	<p>【取締役会(執行役、取締役)】</p>
<p style="text-align: center;"><u>金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項の規定による財務計算に関する書類の 適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実の通知</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p>	<p style="text-align: center;"><u>金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項の規定による財務計算に関する書類の 適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実の通知</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人</p>

改正案	現 行
<p>指 定 社 員 ○ ○ ○ ○ 業 務 執 行 社 員 ○ ○ ○ ○ 指 定 社 員 ○ ○ ○ ○ 業 務 執 行 社 員 ○ ○ ○ ○</p> <p>当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴社の×年×月×日から×年×月×日までの連結財務諸表の監査を実施しておりますが、その過程において、別紙に記載のとおり、金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項に規定する、貴社の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実を発見いたしましたので通知いたします。</p> <p>したがって、速やかに、これらの事実関係を調査するとともに、当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとっていただくようお願いいたします。</p> <p>また、当該法令違反等事実が貴社の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、貴社による適切な措置がとられず、当該重大な影響を防止するために必要があると認められた場合には、金融商品取引法第 193 条の 3 第 2 項の規定に従い、×年×月×日に、当該事実に関する意見を当局（内閣総理大臣（金融庁長官））に申し出る予定です。</p> <p>なお、当該事項につきましては、貴社監査役会（注 1）に対しても本日（注 2）、報告いたしました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>指 定 社 員 ○ ○ ○ ○ 業 務 執 行 社 員 ○ ○ ○ ○ 指 定 社 員 ○ ○ ○ ○ 業 務 執 行 社 員 ○ ○ ○ ○</p> <p>当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、貴社の×年×月×日から×年×月×日までの連結財務諸表の監査を実施しておりますが、その過程において、別紙に記載のとおり、金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項に規定する、貴社の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある法令違反等事実を発見いたしましたので通知いたします。</p> <p>したがって、速やかに、これらの事実関係を調査するとともに、当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとっていただくようお願いいたします。</p> <p>また、当該法令違反等事実が貴社の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、貴社による適切な措置がとられず、当該重大な影響を防止するために必要があると認められた場合には、金融商品取引法第 193 条の 3 第 2 項の規定に従い、×年×月×日に、当該事実に関する意見を当局（内閣総理大臣（金融庁長官））に申し出る予定です。</p> <p>なお、当該事項につきましては、貴社監査役会（注 1）に対しても本日（注 2）、報告いたしました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>(注 1) 監査役会設置会社でない場合は「監査役○○殿」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会御中」、指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会御中」とする。</p> <p>(注 2) 監査役会に対して翌日以降の報告を予定している場合は、「なお、当該事項につきましては、貴社監査役会に対しても×年×月×日に報告する予定です。」とする。</p> <p>(注 3) 指名委員会等設置会社の場合は、文中の「取締役」を会社の機関に合わせて「執行役」又は「取締役」とする。</p> <p>通知書に記載する当局に申し出る予定日（期限）は、次のとおりである（金商法施行令第 36 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該通知した日より 2 週間経過した日以降に有価証券報告書の提出期限が訪れる場合は、当該通知した日より 2 週間経過した日と有価証券報告書の提出期限の 6 週間前の日のいずれか遅い日 当該通知した日より 2 週間経過した日以前に有価証券報告書の提出期限が訪れる場合は、有価証券報告書の提出期限の前日 半期報告書の場合は、それぞれの提出期限の前日 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(注 1) 監査役会設置会社でない場合は「監査役○○殿」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会御中」、指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会御中」とする。</p> <p>(注 2) 監査役会に対して翌日以降の報告を予定している場合は、「なお、当該事項につきましては、貴社監査役会に対しても×年×月×日に報告する予定です。」とする。</p> <p>(注 3) 指名委員会等設置会社の場合は、文中の「取締役」を会社の機関に合わせて「執行役」又は「取締役」とする。</p> <p>通知書に記載する当局に申し出る予定日（期限）は、次のとおりである（金商法施行令第 36 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該通知した日より 2 週間経過した日以降に有価証券報告書の提出期限が訪れる場合は、当該通知した日より 2 週間経過した日と有価証券報告書の提出期限の 6 週間前の日のいずれか遅い日 当該通知した日より 2 週間経過した日以前に有価証券報告書の提出期限が訪れる場合は、有価証券報告書の提出期限の前日 四半期報告書又は半期報告書の場合は、それぞれの提出期限の前日 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上